

阿南市立小学校・中学校 校区外・区域外就学の許可要件と手続きについて

阿南市教育委員会では、小学校及び中学校ごとに就学区域を定め、住民基本台帳に登録されている住所に基づいて就学すべき学校を指定しています。ただし、特別な事情により、指定学校への就学が困難な場合に教育委員会から許可を受けることで、希望する学校へ就学することができます。

1 校区外就学について

阿南市に住所を有する児童・生徒が、特別な事情があり指定学校以外の阿南市立小学校又は中学校に就学する制度

2 区域外就学について

阿南市外に住所を有する児童・生徒が、特別な事情があり阿南市立小学校又は中学校に就学する制度

3 校区外・区域外就学の許可要件

別紙「阿南市立小中学校 校区外・区域外就学許可要件」を参照してください。

ただし、「阿南市立小中学校 校区外・区域外就学許可要件」は、許可が可能な要件であり、申し立て内容によっては、必ずしも許可できるものではありません。

4 手続きの方法

(1) 初めて、校区外・区域外就学の申し立てをされる方

申し立てが必要ですので、阿南市教育委員会学校教育課へお越しく下さい。

※新1年生は、入学通知書が必要ですので、入学通知書が届いてから手続きをお願いします。

(2) 更新の手続きをされる方(許可要件に変更がない場合)

「阿南市立小中学校 校区外・区域外就学申立書」に必要書類を添付して、在学している学校を通して、阿南市教育委員会学校教育課へ提出してください。

継続の場合:3月中又は、許可期間の最終月中に手続きをお願いします。

(3) 許可要件が変更となる場合で、校区外・区域外就学の申し立てをされる方

申し立てが必要ですので、阿南市教育委員会学校教育課へお越しく下さい。

※申し立ては、許可期限の最終月に手続きをお願いします。

5 申立書類等

阿南市教育委員会学校教育課に用意してあります。

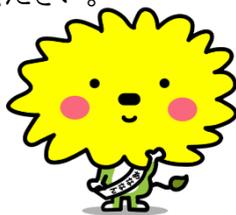
また、阿南市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

※申し立てには、添付書類が必要な場合がありますので、「阿南市立小中学校 校区外・区域外就学許可要件」をご確認の上、申立書と一緒に提出してください。

6 その他

保護者の方は、指定校と希望校に電話連絡をお願いします。

なお、事前に学校教育課へご相談ください。



【問い合わせ先】

阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市教育委員会学校教育課学事係

電話番号 0884-22-3390